

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：田辺市水道事業会計

| | | | |
|---------|---------------|-------------------|---|
| 事業名 | 末端給水事業（上水道事業） | | |
| 事業開始年月日 | 昭和11年12月1日 | 地方公営企業法の適用・非適用 | <input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用 |
| 団体名※ | 田辺市 | 職員数※（H19. 4. 1現在） | 27 |
| 構成団体名 | | | |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

| | | | |
|------------|----------|-----------------|------------|
| 資本費 | 58円（H18） | 公営企業債現在高（百万円） | 3598 |
| 累積欠損金（百万円） | | 利益剰余金又は積立金（百万円） | 189 |
| 不良債務（百万円） | | 財政力指数※ | 0.395（H18） |
| 資金不足比率（%） | 資金不足額なし | 実質公債費比率※（%） | 21.9（H19） |
| | | 経常収支比率※（%） | 98.7（H18） |

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし |
| [合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村：田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町] 地方公営企業法適用の上水道事業は、田辺市以外の旧町村においては該当がなかったが、合併時に旧田辺市内の一部簡易水道を上水道に統合し、残る簡易水道については、各々異なっていた料金体系を上水道の料金体系に移行し、一元化を図った。 |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| 計画名 | 田辺市上水道事業経営健全化計画 |
| 計画期間 | 平成19年度～平成23年度 |
| 計画策定責任者 | 水道事業管理者 大江潔史 |
| 既存計画との関係 | なし |
| 公表の方法等 | ホームページ・議会委員会における計画説明 |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・黒字経営の維持 ・施設更新に伴う多額の設備投資、旧市内3簡易水道統合に備えた経営基盤及び財務体質の強化 |

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

| 区 分 | | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計 |
|------------|---------|------------|------------|--------|-----|
| 旧資金運用部資金 | 繰上償還希望額 | | 454 | 135 | 589 |
| | 補償金免除額 | | 100 | 24 | 124 |
| 旧簡易生命保険資金 | 繰上償還希望額 | | | | |
| 公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | | 315 | 104 | 419 |

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|---|--------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|-----------|
| 公 営 企 業 債 | 上水道事業債 | 1,002,850 | 454,316 | 135,270 | 1,592,436 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 1,002,850 | 454,316 | 135,270 | 1,592,436 |
| 一 般 会 計 負 担 分 (再掲) | ※上記のうち | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 1,002,850 | 454,316 | 135,270 | 1,592,436 |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高) | 年利7%以上 (平成20年度9月期残高) | 合 計 |
|---|--------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | | | | |
| 一 般 会 計 負 担 分 (再掲) | ※上記のうち | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | | | | |

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|---|--------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 公 営 企 業 債 | 上水道事業債 | 404,266 | 303,663 | 103,847 | 811,776 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 404,266 | 303,663 | 103,847 | 811,776 |
| 一 般 会 計 負 担 分 (再掲) | ※上記のうち | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 404,266 | 303,663 | 103,847 | 811,776 |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----------|--|--|------|---------|---|--|------|-------|--|--|------|--|--|--|------|--|--|--|
| 財務上の特徴 | <p>本市上水道は昭和14年に給水を開始し、給水区域拡大と需要対応のため4度の拡張事業を実施、この過程において上富田・白浜両町より受水が開始された。</p> <p>第4回拡張竣工後、料金収入は一定の伸びを示したが、経費増大により平成5年に経常収支比率が100%を切り、平成6年には総収支もマイナスとなり、平成7年度に平均14.3%の料金改定を実施した。</p> <p>平成18年度における経常収支比率は112.94%で、類似団体比+6.5ポイントと、収支は好転してきているが、有収水量1m³あたりの職員給与費は27.45円、企業債利息は22.58円と、それぞれ類似団体の23.50円、13.72円を上回っており、収益的収支を圧迫している。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経営課題 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1471 730">給水コストの節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 842">施設の大規模更新や簡易水道統合に向けた財務体質強化が必要であり、費用の抑制を図り、収益性を高める必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1471 898">民間委託の推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1471 1010">退職職員の採用抑制と併せ、順次推進している給配水管の維持修繕作業について全面委託化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1471 1066">収入の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1471 1178">平成10年度以来給水収益の減少が続いているが、今後も量的増加が見込めない状況であるため、料金債権の早期回収を図るとともに、料金外収入により収入を確保する必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 628 1234">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1178 1471 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1234 628 1290"></td> <td data-bbox="628 1234 1471 1290"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1290 628 1346">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1290 1471 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 628 1402"></td> <td data-bbox="628 1346 1471 1402"></td> </tr> </table> | 課題 ① | 給水コストの節減 | 施設の大規模更新や簡易水道統合に向けた財務体質強化が必要であり、費用の抑制を図り、収益性を高める必要がある。 | | 課題 ② | 民間委託の推進 | 退職職員の採用抑制と併せ、順次推進している給配水管の維持修繕作業について全面委託化を図る。 | | 課題 ③ | 収入の確保 | 平成10年度以来給水収益の減少が続いているが、今後も量的増加が見込めない状況であるため、料金債権の早期回収を図るとともに、料金外収入により収入を確保する必要がある。 | | 課題 ④ | | | | 課題 ⑤ | | | |
| 課題 ① | 給水コストの節減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の大規模更新や簡易水道統合に向けた財務体質強化が必要であり、費用の抑制を図り、収益性を高める必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題 ② | 民間委託の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職職員の採用抑制と併せ、順次推進している給配水管の維持修繕作業について全面委託化を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題 ③ | 収入の確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成10年度以来給水収益の減少が続いているが、今後も量的増加が見込めない状況であるため、料金債権の早期回収を図るとともに、料金外収入により収入を確保する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題 ④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題 ⑤ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留意事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

| | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) | |
|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 資金不足比率 (%) (再掲) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 料金回収率※ (%) | 104.3 | 104.0 | 106.6 | 109.1 | 112.3 | 111.6 | 114.2 | 120.2 | 109.9 | 113.9 | |
| 総収支比率(法適用) (%) | 105.3 | 107.1 | 111.8 | 125.3 | 112.9 | 113.5 | 117.5 | 121.2 | 111.2 | 115.1 | |
| 経常収支比率(法適用) (%) | 105.7 | 107.8 | 112.3 | 110.9 | 114.8 | 115.2 | 117.7 | 123.3 | 112.9 | 116.9 | |
| 営業収支比率(法適用) (%) | 135.7 | 132.2 | 133.2 | 134.5 | 137.8 | 133.3 | 132.9 | 133.4 | 120.3 | 123.9 | |
| 累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 繰入金比率 | 収益的収入分 (%) | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | |
| | うち基準内繰入金 (%) | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | |
| | うち基準外繰入金 (%) | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | うち料金収入に計上すべき繰入等 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | うち赤字補てん的なもの (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 資本的収入分 (%) | 17.8 | 2.6 | 3.5 | 9.6 | 4.1 | 1.2 | 6.1 | 4.1 | 4.5 | 0.0 |
| | うち基準内繰入金 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | うち基準外繰入金 (%) | 17.8 | 2.6 | 3.5 | 9.6 | 4.1 | 1.2 | 6.1 | 4.1 | 4.5 | 0.0 |
| うち赤字補てん的なもの (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目 | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件） |
|---------------------------|---|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み | 収支比率が黒字であり、健全経営を持続するための一定収入は確保されていると考えることから、料金は現行水準を維持する。平成21年度に3つの簡易水道を統合予定であるが、給水量規模が現状の1%未満と小規模であり、水需要低迷の現状から、給水量の増加は見込めない。 |
| 2 他会計繰入金の見込み | 消火栓維持管理経費に係る基準内繰入金は、各年度定額と予測。基準外繰入については、収益的・資本的収入とも平成22年度を以て終了する。 |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | 平成3年末の第4回拡張事業(総事業費48億)竣工から満15年が経過し、電気計装設備等が更新時期を迎えており、大規模な設備更新が必要。(中央監視設備 H19~21 6億など)耐震化等、既存施設の機能強化も併せて実施。投資規模は各年度4億と設定。直営作業廃止に伴い不要となった機材の売却を図る。 |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの | 繰上償還による利子負担の減少。 簡易水道事業統合に伴う維持管理経費(動力費、修繕費、減価償却費等)の増加。 施設更新に伴う減価償却費の増加。 繰上償還のための資金需要に伴う運用益の減少。 |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 | 上水道事業における職員数は、平成9年度37名であったが、平成12年度から退職者補充の抑制と併せ、課題②に掲げる民間委託を順次推進してきたところである。平成19年4月1日現在の職員数は27名(管理者含)で、平成9年度末比で、△10名、△23%の減員となり、課題①給水コストの削減を図ることができたが、本計画期間中においても退職者補充採用は行わないこととしている。 |
| ○ 地方公務員の職員数の純減の状況(市全体の状況) | 平成18年3月に定員適正化計画を策定し、平成17年5月1日(合併時)の職員数 993人を平成22年4月1日には 928人とし、5年間で 65人を削減する目標を掲げており、平成19年4月1日時点での目標職員数 979人に対して、実績は 961人(△32人)となっている。現在では、数値目標を上回っているが、今後も引き続き定員適正化計画に基づき、職員数の削減に努めていきたい。また、適正化計画終了後においても目標数値を維持できるよう適正な定員管理を継続していくこととする。 |
| ○ 給与のあり方(市全体の状況) | 現在、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施しており、特殊勤務手当の見直しや時間外勤務手当の削減、また勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。 地域手当については、国に準じて支給していない。 |
| ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 | 基本的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施している。 今後は、勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。 地域手当については、国に準じて支給していない。 |
| ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 | 国から示されている「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、技能労務職員の給与のあり方を検討する予定であり、平成19年度中を目途に取組方針を決定の上、公表していきたい。(平成20年3月公表予定) |
| ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 | 平成17年1月から廃止済 |
| ◇ 福利厚生事業のあり方 | 本市独自の健保組合ではなく、「和歌山県市町村共済組合」に加入している。 |
| 2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 | 上水道事業においては、平成16年度までに、①量水器検針・集金(S52)、②給水装置修繕・開栓(休日全日:H5)、③給水装置修繕・開栓(平日夜間:H11)、④量水器交換(H16)、⑤給配水管修繕(休日全日・平日夜間:H16)と業務の外部発注を順次実施してきた。平成19年度に、平日昼間の給配水管修繕業務も含めた外部発注を実施している。 |
| ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 | 課題①給水コストの削減のため、滅菌用次亜塩について、平成18年度に生成設備を廃止、購入方式への切り替えにより、年間53万円のランニングコスト(維持管理費)を削減した。 平成17年度より配水管工事に付帯する給水管切替工事、消火栓工事を配水管工事と一括契約することにより、個別発注に比し事業費の約5%の工事コストを削減するとともに、契約事務の簡素化を図っている。 |
| ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 | 課題②について、業務のアウトソーシングは、前々段に記載のとおり順次進めてきたが、平成19年度に時間内修繕業務を含め現場作業を全て民間に移行したことにより、委託経費対人件費比較で年間約380万円のコストを削減した。また、時間外集中計装監視業務も平成17年度から嘱託職員により実施しており、平成9年度37名であった職員数は平成19年4月1日現在27名(10名純減)であり、課題①給水コスト削減にも大きく寄与している。 平成18年3月には「田辺市行政改革大綱」が策定されており、民間委託等は、可能な分野から今後も積極的に推進していく予定である。 |

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|--|---|
| 3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 | <p>課題③収入の確保のため、平成16年度に過去の配水系統統合により不要となった配水池敷地等を売却し、平成18年度においては買換に伴い不要となった公用車を他会計に売却した。平成19年度には業務の民間委託に伴い不要となった工事用車両等を一般競争入札等により売却した。この他、市内各所には、施設統合、機能向上により不要となった中継所や配水池などの小規模施設が点在しているため、隣接者等と協議するなどして、これら施設及び用地の処分を進める。</p> <p>また、料金債権における課題③収入の確保については、平成18年度から徴収専門の臨時職員を雇用するとともに、督促、催告、給水停止等の措置を効果的に実施することにより未収金の早期回収に努め、単年度で2,989千円の回収額が増加した。今後も多様な納付方法の検討と併せて取り組むこととする。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 | |
| 4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 | 財務諸表、費用明細等経営状況については、市HPにより公表している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政評価の導入（市全体の状況） | 合併前の旧田辺市において、庁内研究会を組織し、行政評価の導入に向けて調査・研究を進めていた。合併後の新市においても、合併前の調査・研究を踏まえた上で引き続き導入に向けての検討を進め、平成18年度末に策定した「第1次田辺市総合計画」の後期基本計画（H24～H28）に反映していく予定である。 |
| 5 その他 | |

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課題 | 取組み及び目標 |
|---------------------------|---|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減 | 平成12年度から退職職員の補充採用を抑制し、職員数の純減と人件費総額の削減に努めているが、計画期間中（18年度末：2名・22年度末：1名）の退職者補充は行わない。 |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | 水道料金債権の早期回収を図るため、督促、催告、給水停止等の措置を効果的に講ずるとともに、多様な納付方法についても検討を進める。 平成19年度より給配水管の維持管理作業を全面的に外部発注する。 次亜塩素精製設備を廃し、次亜塩素購入を継続することにより薬品費の負担軽減を図る。 配水管、給水管、消火栓工事の一括発注により工事経費を抑制し、契約事務負担の軽減を図る。 過去の配水系統統合により不要となった中継所等、施設用地の売却を促進する。 直営現場作業の廃止に伴い不要となった重機、車両、機械工具等の売却を実施する。 |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 | 基準外繰出しは、給水区域拡大に伴う事業費の一部負担として一般会計より分割納付されているものであるが、最終納付年度の平成22年度をもって解消される。 |
| 4 その他 | |

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

| 課題 | 目標又は実績 | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 計画前5年間 実績 | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) | 計画合計 |
|----------------|---------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| 【収入の確保】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 料金改定率 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(料金の適正化)※1 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 未収金の徴収対策 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | 2,989 | 2,989 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 15,000 |
| | 一般会計負担金の額 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(負担金の確保等) | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 資産の有効活用 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(収入増額) | | | 4,841 | | 55 | 4,896 | 3,926 | 500 | 500 | 500 | 500 | 5,926 |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| 【経費の削減】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員給与費の適正化 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 職員給与費(退職手当以外) | 270,577 | 265,478 | 253,470 | 237,185 | 222,860 | | 204,964 | 204,964 | 204,964 | 204,964 | 197,279 | |
| | 改善額 | 16,018 | 16,018 | 31,188 | 46,550 | 61,852 | 171,626 | 17,895 | 17,895 | 17,895 | 17,895 | 25,580 | 97,160 |
| | 給与水準 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 職員給与費(退職手当) | 45,033 | 45,317 | 47,532 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 職員数(人) | 34 | 35 | 33 | 31 | 29 | | 27 | 27 | 27 | 27 | 26 | |
| | 増減数(人) | △2 | 1 | △2 | △2 | △2 | △7 | △2 | 0 | 0 | 0 | △1 | △3 |
| 1 | 維持管理費等 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(適正化) | | | | | 530 | 530 | 4,330 | 4,330 | 4,330 | 4,330 | 4,330 | 21,650 |
| 1 | 工事コスト※2 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(縮減額) | | | | 1,245 | 1,587 | 2,832 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 6,500 |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 累積欠損金比率 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 増減 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 企業債現在高 | 4,702,360 | 4,433,190 | 4,150,956 | 3,873,369 | 3,598,606 | | 2,767,215 | 2,112,471 | 1,939,230 | 1,757,017 | 1,565,363 | |
| | 増減 | △252,092 | △269,170 | △282,234 | △277,587 | △274,763 | | △831,391 | △654,744 | △173,241 | △182,213 | △191,654 | |
| | 計画前5年間改善額 合計 | | | | | | 182,873 | | | | | | 146,236 |
| | 改善額 合計 | | | | | | | | | | | | 124,385 |

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

| | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 給水人口 (千人) | 67 | 67 | 66 | 68 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 | 67 |
| 年間総有収水量 (千m ³) | 9775 | 9570 | 9576 | 9548 | 9446 | 9579 | 9533 | 9513 | 9517 | 9523 |
| 公称施設能力 (m ³ /日) | 48000 | 48000 | 48000 | 48993 | 48993 | 37600 | 37600 | 37600 | 37600 | 37600 |
| 1日最大配水量 (m ³ /日) | 38870 | 35217 | 36204 | 36586 | 35624 | 37399 | 37149 | 36907 | 36755 | 36513 |
| 最大稼働率 (%) | 81.0 | 73.4 | 75.4 | 74.7 | 72.7 | 99.5 | 98.8 | 98.2 | 97.8 | 97.1 |
| 供給単価 (円/m ³) | 152.0 | 151.8 | 151.5 | 151.4 | 151.0 | 151.6 | 152.4 | 152.6 | 152.8 | 152.6 |
| 給水原価 (円/m ³) | 146.8 | 147.0 | 143.1 | 139.8 | 135.5 | 136.9 | 134.6 | 128.1 | 140.0 | 135.1 |

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

合併前の旧田辺市区域に存在する、長野・古屋谷・大坊団栗の3簡易水道については、平成21年度を目途に上水道へ統合を図る予定である。また、旧4町村の区域に「20」の簡易水道が存在するが、新田辺市は、和歌山県全域(4,725km²)の約22%(1,027km²)という広範囲であり、地域住民の意見集約を図り効率的な行政運営を図る観点から、旧4町村の行政区域毎に地域審議会を設置するとともに行政局を置き、保険、福祉、教育等に係る住民サービスのほか、簡易水道の各種届出も行政局で実施し、水道施設管理も行政局単位で行われている。このように、旧行政区単位のまとまりを基本とした行政運営を図る形態をとっていることから、簡易水道は、旧行政区毎に統合することが最善と考え、平成21年度を目途に「20→4」に統合を図る予定である。